

- まずは、**後援の定義**をご確認ください。

後援 … 事業の趣旨に賛同し、その実施に当たって名義のみの使用をもって支援すること。

【参考】類似のもの

共催 … 事業の企画又は運営に参画し、その実施に当たって責任の一部を分担すること。（例）企画や運営に町職員が公務で参画している。

協賛 … 事業の趣旨に賛同し、その実施に当たって支援すること。（例）町長杯、町長賞などの賞状または楯の交付

- 後援名義は「**新ひだか町**」になります。

※「新ひだか町長」という後援名義はありません。

【参考】

新ひだか町の後援名義は「新ひだか町」のほかに「新ひだか町教育委員会」がありますが、「新ひだか町教育委員会」の後援名義を使用する場合は、別途、教育部管理課（新ひだか町公民館）への申請が必要です。

- 次に、次ページのフローチャート①を用いて、ご確認ください。

- 申請方法

提出書類：・新ひだか町後援等名義使用承認申請書（様式第1号）

・事業の目的及びその計画がわかる書類

（収支予算書、事業計画書、開催要項・実施要綱、プログラム等）

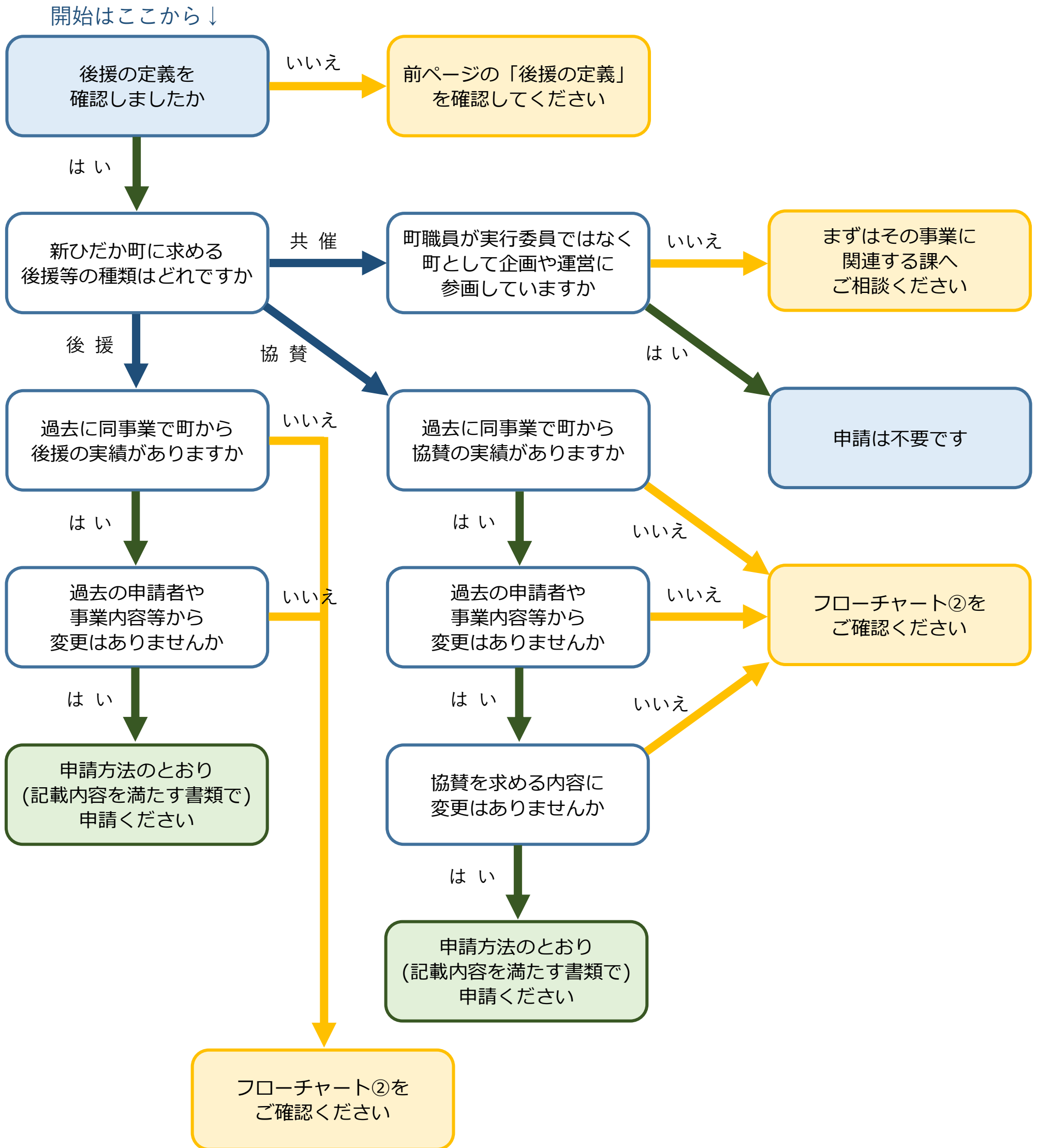
・（パンフレット等の印刷物を作成する場合）印刷原稿(案)

（承認を得てから印刷物を作成してください。承認前に印刷を行い、修正が必要となる場合や承認できない場合に生じる損害については、町は責任を負いません。）

提出方法：窓口、郵送、メール（電子書類による提出可、押印不要）

その他：事業開始の1か月前までに町長に申請してください。承認可否の審査に2週間程度の日数を要します。

# 【 後援等申請診断（フローチャート①） 】



## 【後援等申請診断（フローチャート②）】

●新規事業または過去に後援実績はあるが、過去の申請者または事業内容から変更がある方はこちらのフローチャートをご確認ください。

